

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第20回本部員会議

日時 令和3年8月18日（水）午後2時30分～

会場 別館9階特別第1会議室

【森危機政策課長】

これより、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第20回本部員会議を始めます。

それでは進行を危機管理監お願いします。

【藤原危機管理監】

はい。

本日の会議は、今般、本県の要請を受け、政府が本県に対し緊急事態宣言を発出したこと、これを踏まえまして、県内の感染状況や医療提供体制等の情報共有及び今後の対応方針等を決定するため、開催します。

議事に入ります。（1）新型コロナウイルス感染症者発生・入院等の状況について、健康福祉部から報告をお願いします。

【山梨感染症対策部長】

はい。

それでは県内の感染症者の発生・入院等の状況について御説明をいたします。

お手元の資料1を御覧ください。めくっていただいて2ページを御覧ください。

青の折れ線グラフが感染者数を表していますが、まん延防止措置が始まった以降も急角度で増加をしていることがわかります。

8月の公表者数は、半月で4,129人となりまして、過去最多だった今年5月の既に倍以上になっています。

おめくりいただいて、4ページをお開きください。

先週11日以降、日ごとに感染者数が最多を更新するような状況となっております、昨日で435人と。今日は、速報値でこれをまた超えるというような状況でございます。

人口10万人当たりの1週間の患者発生数は66.3人と増加に拍車がかかっています。

5ページを御覧ください。発熱等相談センターの相談件数の状況です。

5月の連休の状況を見ていただきますと、症状がある方の相談件数が上がると感染者数も増えるといった正の相関関係が見て取れます。

8月以降ですが、一緒に上昇しているような状況で、この相談件数が下がってこないと患者さんが減らないというふうに考えていますので、このままの状況でいくと、まだしばらく患者の増は続くのかなという見込みをしています。

次に6ページでございます。全療養者数の状況です。

右上の箱にありますように、全療養者数は2,771人。

内訳は入院が327人、宿泊療養が330人、自宅療養が2,114人となっております、いずれも過去最多の状況です。

8月16日時点の病床占有率は60.7パーセントとなっております、県全体で病床が逼迫をしています。

7ページを御覧ください。入院・死亡の状況です。

注目をしていただくのは、やはり重症者数です。

この1週間の間に急増いたしました、17日に過去最大の20人となりました。

重症者が増加をいたしますと、医療従事者を集中的に配置することが必要となりますので、受入可能病床の総数の減少に繋がってまいります。

病床の逼迫を加速させる恐れがあるので、注意しております。

8ページでございます。東部地域の病床の状況です。

病床占有率は59.0パーセント。

続いて9ページ、中部地区です。

中部地区は、先週から急上昇しまして、65パーセントまで上がっています。

10ページです。

西部地域で50.9パーセントとなりまして、東・中・西いずれの地域でも逼迫の度合いが高まっております。

既に入院の広域調整が難しいような状況になっていて、それぞれの地域で限界が近づいているというふうに考えています。

11ページは、感染の評価指標と目安になります。

最下段を御覧いただくと、ちょっとわかりにくいですが、赤の太線で囲んでいる指標が国のステージⅣの目安を超えている指標で、多くの指標でステージⅣの目安を超えているということがおわかりいただけると思います。

以上でございます。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。

それでは、この状況から、議事（2）医療提供体制の確保及び感染対策に向けた取組について、続けて説明をお願いします。

【山梨感染症対策部長】

はい。

それでは、医療提供体制の確保及び感染対策に向けた取組について御説明をいたします。資料の2を御覧ください。

初めに、医療提供体制の確保についてであります。

まん延防止の適用に伴いまして、8月の10日付けで、感染症予防法に基づく病床確保につきまして、協力要請を行いました。

その結果、即応病床については92床増加し、635床の確保が可能となりました。

医療機関の皆様に、御協力への感謝を申し上げます。

資料をめぐっていただいて3枚目でございますけれども、確保病床数の状況と今後の予想をまとめています。

確保病床は病院の準備期間等から段階的に上昇していった、9月の初旬に635、最大の体制となります。

入院患者の見込みにつきましては、現在の割合で増加をしていけば、同時期の9月上旬には、確保病床数を突破すると考えています。

資料の方に戻っていただきまして、このためにですね、健康福祉部といたしましては、今後はこの確保した病床の回転数の向上を図る(2)とともにですね、(3)にありますように、抗体カクテル療法を軽傷者療養施設で行うような体制を作って、入院患者を抑制していくということで考えております。

それでは、次に2番目ですが、宿泊療養施設の機能を拡大いたしまして、臨時医療施設を設置し、投薬や酸素投与等の治療行為をできるようにします。

また、自宅療養者には、地域の医療機関、身近な診療所などと連携して体制を整えてまいります。

第3です。新規の宿泊療養施設の設定についてです。

どうしてもですね、宿泊療養施設も足りなくなってしまうので、未設置の医療圏への設置を進めますとともに、県有施設の療養施設への転換も検討してまいります。

この際には、各部局の理解と御協力が必要ですので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは次めくっていただきまして、第4です。臨時病床の設置でございます。

入院病床におきまして、新規の患者の受入れが不可能となりますと、入院すべき患者さんが入院できなくなるということになりますので、臨時病床の設置を早急に具体化させたいと思っています。

5番目です。

デルタ株につきましては、感染力が非常に強いということを考えまして、福祉施設や遊園地、学校等でのクラスターの発生を抑制するために、あらかじめ抗原定性簡易キット配布して、感染者を早期に発見していくというふうに考えています。

それから6番目、保健所機能の維持ですが、感染対策の最前線でございます保健所の機能維持のために、全庁を挙げて人員を補給してまいります。

そして7番目ワクチン接種の推進です。

コロナ禍の出口戦略、最も重要であるのはワクチン接種でございますので、これを可能な限り前倒しができるように、市町と一体となって進めてまいります。

具体的には、市町の計画の前倒しに対応できるようにワクチンの配分を調整したり、接種に必要な人材の派遣等の支援を実施してまいります。

最後8でございますが、各部局におかれましては、感染対策の第1は、人流の抑制であるということを念頭に置いていただいて、所管の施設やイベント等につきまして、休業・中止をできる限り実施をしていただきたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

医療提供体制には限界がございます。コロナ対応に特化をいたしますと、通常の医療の制限や手術の延期、入院の遅延、外来の制限などが行われまして、県民の命を守る体制がほころびかねません。

何よりの対策は発生を減らすこととなりますので、皆様の一層の御協力をよろしくお願いいたします。

以上で私の説明を終わります。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。

ただいま、感染の状況、そして入院の状況及びこれらに対する対策について御報告いただきました。

これまでについて、何か御質問等がございますでしょうか。

はい。お願いします。

【本部長（知事）】

病床が確保できまして、635まで増えた。

これ大変ありがたいことですが、9月8日には、このままの感染者の状況ですと、それを超えると。それがゆえに、臨時の病床を確保するということではありますが、臨時の病床はですね、お医者様だとか看護師さんだとか、これ合わせて確保するという、そういう段取りでいらっしゃるわけですか。

【山梨感染症対策部長】

はい。当然、医療従事者の方についても確保しなければならないと考えております。

【本部長（知事）】

大体その病床数の目安というのは、どのぐらいのものを考えていますか。

【山梨感染症対策部長】

今検討しているところですが、実際、市中の医療機関・病院では、医療法上の許可を受けている病床と、それから、実際に稼働してる病床の間に差がある病院がございます。

許可は500で受けているけれども、稼働病床は400といった病床で、その隙間がございます。この隙間は、もう既に病床として整備をされていますけれども、その病院に勤める医療従事者の方が足りないの、開けないという状況ですから、私どもの方で医療従事者を準備すれば、その病床を開くことが可能になります。

ですので、県内の各医療機関に照会をしてですね、そういうような病床があるか・ないか、また、使えるのであれば使っても良いかということを確認した上で、その場所に従事していただける医療従事者の方を配置をして、開ければということ

で考えておりまして、その準備を進めているところでございます。

【本部長（知事）】

よくわかりましたありがとうございます。

【藤原危機管理監】

はいよろしいでしょうか。

では続けて、議事（3）にまいります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る静岡県の対応方針（案）につきまして、危機管理部から報告をお願いいたします。

【森危機政策課長】

はい。

私の方から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る静岡県の対応方針（案）について、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思っております。

令和3年8月17日新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次の必要な措置を行う。

- 1 措置を実施する期間 令和3年8月20日金曜日から9月12日日曜日
- 2 措置の対象とする区域 静岡県全域
- 3 実施する措置の内容

（1）基本方針

- ・デルタ株を初めとする新たな変異株は、従来株等に比べ感染力が非常に高く、若年層への急速な感染拡大やワクチン接種が終わっていない成人の重症化が懸念されています。このことから、社会経済活動を継続しつつ、重症者死亡者の発生を可能な限り抑制するため、ワクチン接種の円滑化・加速化をはじめ、飲食機会での対策の徹底、人流の抑制等を総合的に進めていく。

（2）県民への要請

ア 県民への外出自粛要請

- ・法第45条第1項の規定に基づき、県民に対し、日中を含め、不要不急の外出自粛を要請する。特に、飲食店等に対して、営業時間の短縮を要請する20時以降の不要不急の外出自粛を要請する。

イ 県境を跨ぐ移動制限

- ・すべての都道府県との不要不急の移動・往来は自粛を要請する。

ウ「密」の回避

- ・混雑している時間や場所への外出を極力減らすとともに、人と人との距離を従来以上に話すことを心がけ、屋外であっても密にならない行動をするよう注意喚起する。

エ 会話や歌唱の際の注意

- ・デルタ株の強い感染力を踏まえ、マスクを着用していても、大声の会話は歌唱については、屋外を含めて、感染リスクが高まることを注意喚起する。

オ 飲食の際の注意

- ・飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、飲食時の黙食と会話時のマスク着用の徹底を呼びかける。

カ 飲食店等での対策

- ・法第45条第1項に基づき、県民に対し、感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請する。

(3) 事業者等への要請

ア 飲食店事業者への要請

- ・食品衛生法の飲食店営業許可を受けた飲食店等に対し、次の通り要請する。

要請期間：令和3年8月20日金曜0時から9月10日日を24時まで

営業時間・酒類提供・カラオケ設備使用についての要請

- I 酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等に対しては、休業の要請を行う。

II 上記以外の飲食店

5時から20時までの営業時間の短縮を要請する。

営業にあたっての要請内容

- ・ふじのくに、安全安心認証、括弧飲食店を取得するなど、感染防止対策の行内業種別ガイドラインを遵守すること。

イ 飲食店以外の施設の要請

- ・大規模集客施設等に対し、次のとおり要請する。

要請期間、先ほどと同じでございます。

商業施設等のうち、1,000平米を超えるような施設等に対しまして、営業時間は5時から20時までという要請をいたします。

それから、商業施設以外の施設のうち、1,000平米を超える施設に対しまして、20時までの営業時間短縮要請と、人数上限5,000人かつ収容率50パーセント以内の要請を行います。

ウ 催物（イベント）の開催制限等

(ア) 開催制限の目安

- ・収容率50パーセント以内または人数上限5,000人以下のいずれか小さい方で、営業時間は21時まで。

(イ) 主催者における感染対策

- ・県内で開催される催物等において、主催者にマスクの着用、入場時の

検温、密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底をはじめ、参加者名簿の作成、事前予約の実施、接触確認アプリ（COCOA）の活用など、適正な実施を働きかける。

（ウ）事前相談の対応

- ・参加者が1,000人を超える催物又は全国的・広域的な移動を伴う催物は、県と事前相談を行うよう、主催者に要請する。

（エ）県主催又は共催となっているイベント等への対応

- ・県主催のイベント等は、中止・見直しを検討する
- ・県が共催となっているイベント等については、主催者に対し、中止・見直しを働きかける。

エ 公立の文化施設等への要請

- ・県有施設は開館時間の短縮、人数制限の強化等、感染防止策の更なる徹底を行うこととし、施設管理者や指定管理者等に要請する。ただし、周遊の促進に繋がる観光施設については、原則休館とするよう施設管理者や指定管理者等に要請する。

オ 事業所、医療・福祉施設等での対策

- ・事業者に対しては、在宅勤務、テレワーク、時差出勤、自転車通勤、人との接触を低減する取組など、出勤者の7割削減を含めた、感染防止対策の強化とともに、20時以降の勤務を抑制することを要請する。

カ 学校教育活動での対策

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、学習塾等においては、感染防止対策の徹底を図るとともに、部活動など感染リスクの高い活動等の制限を要請する。
- ・大学等における遠隔授業等を活用した学習者本位の効果的な事業の実施はもとより、その他の学校においても、オンライン事業等、授業方法の工夫や時差通学の実施など、感染リスクの低減を図るための対策の実施を要請する。

キ クラスター発生の抑制

- ・デルタ株の感染力が強く、様々な施設・団体にクラスターは発生すると見込まれることから、高齢者、障害者、児童福祉施設、幼稚園等及び学校に対し、抗原定性簡易キットを配布し、感染者の早期発見に努める。

4 医療提供体制及び療養体制の充実・強化

（1）確保病床の有効活用促進

- ・軽症から中等症への症状の悪化を防止し、病院への転院を抑制するため、軽傷者療養施設において、抗体カクテル療法を行う体制を整備する。

（2）宿泊療養及び自宅療養機能の強化

- ・宿泊療養施設において、看護できる症状を拡大するため、臨時医療施設を設置し、投薬、酸素投与等の治療行為が実施できる体制を整備する。

(3) 保健所機能の維持

- ・保健所における積極的疫学調査や要請者の入院調整の機能を維持するため、医療系職員を中心に、全庁的な応援体制をとるとともに、業務のアウトソーシング化を一層推進する。

(4) 臨時病床の設置

- ・入院病床において、新規の受入が不可能になり、入院すべき患者が入院できない事態を想定し、臨時病床の設置を早急に具体化する。

5 ワクチン接種の推進

- ・ワクチン接種は、新型コロナウイルス対策の切り札である。このため、市町が進めるワクチン接種の計画が可能な限り前倒しできるよう支援していく。

6 経済雇用対策

- ・飲食店や宿泊施設の持続的な経営と利用者の安全安心を確保するため、店舗や施設ごとに感染防止対策を認証する「ふじのくに安全・安心認証制度」の普及を図ると共に、認証取得に要した感染対策経費を支援する。
- ・事業者等への要請に対する協力金や、中小企業等応援金について、事前相談の窓口を設置し、その体制を充実させることで、早期の申請支給につなげていく。

7 誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ

- ・心ない誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

以上でございます。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。

ただ今の、県における対応方針（案）でございます。

これについて、質問等はございますでしょうか。

お願いします。

【本部長（知事）】

3つあります。

まず、今の方針（案）の事業者等への要請ですけれども、お酒、これはバーとか、スナックとか、居酒屋さんが念頭に置かれてると思いますけども。

ここは要請に応じなかった場合には、罰金を課するということですか。

【藤原危機管理監】

危機管理部お願いします。

【杉山危機報道官】

要請に応じないですね、悪質な場合には、後々、命令という措置もございます。ただそうならないようにしたいと考えています。

【本部長（知事）】

2つ目はですね。学校教育活動での対策でありますけれども。

このカとキに関わりますけれども、クラスターの発生が児童福祉施設、幼稚園、学校等で起こっているというふうにはキに書かれていますね。

それでここに、抗原定性簡易キットは教育委員会として、これ、配布されていますか。

【教育部長】

教育委員会です。

今現在ですね、市町教育委員会と調整をして、健康福祉部の協力いただきながら、配布をする予定であります。

【知事（本部長）】

それからですね。大学等では、オンライン等による授業の工夫、時差通学と書かれておりますが、その他の学校においても書かれていますね。このカの3つ目のポツですけれども。

従ってですね、小、中、高がそれに当たると思うんですけども、そこでですね、オンラインでできる学校も、あるかと思うんですが、これは学校で違うと思えますが、高校の中ではですね、そういうことやってるところもあると。

それから時差通学というのもですね、これはできると。

そういうようなことは、教育委員会としてOKですか。

【教育部長】

教育委員会です。

まず、県立高校につきましては、来週あたりから早いところ2学期が始まりますので、それに合わせて時差通学の準備、それからオンラインでのですね、学習等の準備をするようお願いをしているところであります。

市町立学校については、県の県立学校の対応としてこういうことをします、ということをきちんとお知らせせし、各市町立学校で対応できることをやっていただくということを要請をしていきたいと思えます。

以上です。

【本部長（知事）】

県立の高校につきましては、時差通学なり、オンラインなり、それぞれの高校の状況にもよると思いますが、それに応じて、休校・休業ではなく、これ8月

20日から9月12日までということですから、実際、これは土日は学校休みですね。12日が日曜日ですから、8月20日は金曜日です。この間、月曜から金曜だけ数えると16日になります。この16日間についてのみですけれども、ここは、自学自習の形をとらざるを得ないところがあると思いますけれども、遠隔、或いはオンライン、時差通学ということで、普通よりも当然授業は遅れるということも考えられますが、前の緊急事態宣言の時には、大体2ヶ月半ぐらいの休業措置というか、休校措置がとられた。2ヶ月半ですから10週間ですよ、ほぼ。今回の場合には、16日ですから、2週間プラスアルファと。

ですから、かなりですね、5分の1ぐらいだというふうに思いますけれども、この間こういう措置をとって、教育委員会として、少なくとも高校においてはOKということですか。

【教育部長】

学習教材等についてもですね、オンライン等を利用した形で各子供たちがきちんと学習の遅れが出ないような形でフォローをする体制を登用したいと思っておりますので、そこは大丈夫だと認識しています。

【本部長（知事）】

OK。従ってですね、学校でのクラスターを避けるために、緊急事態宣言の解除される9月12日まではですね、基本的に、なるべく学校に来て、授業を集団で受けるということ、やむを得ない場を除いて避けるという、そういう方針でよろしいでしょうか。

【教育部長】

本部長がおっしゃることもよく分かるのですが、まず、学習機会を確保するというのも、我々、教育委員会としては使命としてございますので、そこは感染対策をきちんとやる上で、今、本部長がおっしゃったような、時差通学あるいは自宅でのオンラインでの学習ということをうまく組み合わせる形でですね、対応していきたいと考えております。

【本部長（知事）】

これはですね、これは徹底していただきたいと思っております。

【難波副知事】

感染対策はですね、全体としてのバランスだと思います。

それで、イベントについては、中止していないわけですね。これは人数制限だとか、それから入場制限をしてる。

それから、県立の博物館等についても、これも、入場制限をしていますが空いてるわけですね。

そういう中で、学校だけです、事実上、高校にしてもですが、休校に近いような扱いにするということがですね、全体としてのバランスがいいかどうかという問題があると思います。

【本部長（知事）】

おっしゃるとおりですね。

学習機会を奪ってはいけませんけれども、12日までは、クラスターを発生させないためにですね、最大限の感染対策をとると。

もちろん美術館とかね。あるいは博物館とか、図書館とか、そうしたところは、オープンにしながら、しかし、感染対策十分に取られると。

しかし学校の場合は、35人以下学級が静岡県の学校。しかしここは、40人の学級もあるでしょう。従ってどうしても教室はですね、1メートル間隔以上の、間隔が取れないですよ。難しいです。クラブ活動もです。

ですから、その時にこの12日まではですね、何らかの学習機会を奪わない形で、しかし、休業でもない、休校でもありません。しかも8月20日はまだ就業式始まってないでしょう。

ですから実質2週間です。14日ぐらいです。この間はですね。少なくとも高校では、県立の高校です、クラスターが起こるような、そういう状況を生まないようですね。ただし、それが学習機会を奪っていれば問題だと。

しかし、若干のですね、授業の遅れというのは覚悟しなくちゃならないと、我々の方は既にですね、10週間、2ヶ月半に渡って前回の緊急事態宣言の時に、全部この休校といいますか、そういう経験をしております。

それによって授業をもう1回追いつくといいますかね、それにいろいろ工夫してるとは思いますけれども。これは、確保した方がいいんじゃないかというのが私の意見です。

【教育部長】

きちんと工夫をして対応いたします。

【本部長（知事）】

3つ目の質問ですけれども、ワクチンです。

先ほどのお話があったとおり、これは7ページでありますけれども。

出口戦略はですね、感染対策色々するという事は、これ予防なんですけれども。出口はワクチンしかない。現在のところですね。

ですから、このワクチンの接種を始めなくちゃいけないと。これは前倒しをするということは、とてもいいことだと思います。

35市町でこぼこがありますね。一応それぞれ皆、山梨君や青山君の御指導のもとです、接種の計画ができては知っておりますけれども、接種の計画通りするというのも大事ですけれどもですね、少なくとも12日の緊急事態宣言の時にはで

すね、かつてワクチンチームを作って、いろいろ助けましたね。

特に熱海の感染者が出ないように、避難者に対しまして、避難してる方たちに対して優先的にですね、希望する人全てに、皆さんがこう、御自宅に帰られるとか、そういうバラバラになる前に全部やっていただいたでしょう。

ああいうふうですね、あの時は非常事態です。避難されてるから。

今回もですね、9月12日までは非常事態ですので、ですからこの前倒しをしてですね、計画を前倒しをすると、差し当たって、それができるためには、調整分がありますよね。

県が預かっている調整分があると思いますが、これを恐らく皆さん方、非常に効率的に使われていて、県が調整分を手持ちしてるっていうふうには思っておりませんが、ただ計画通りするのは、お医者様が足りないとか、会場が無いとか、集団接種とか個人接種でうまく調整ができてないとかですね、そうしたものも入ってるじゃないかと思うんですよ。

従ってですね。まず2つ聞きたいですけど、1つは、調整枠分が県にまさか余ってるとは思いませんが、それがどうなってるか。

それからもうひとつは、もし、それぞれワクチンもあると。ただ打つ人とかですね、打つ場所、あるいは打つやり方について困っているところがあるという、これについての情報はどうか。

【山梨感染症対策部長】

はい。お答えをいたします。

最初の御質問のワクチンの調整分でございますが、県の方で調整分持っておりますのは、国の言い方といいますか、ルール的には14クールというものが9月13、20日の週に配分するもの。

15クールというものが9月27日、10月4日に配分するもので、その分については、県が調整分を有しておりますので、この調整分を活用しまして、知事が言われるように、今の市町の方に計画の前倒しをお願いをしているところがございますから、前倒しが可能な市町には、私どもの調整分を配分するという形で、前倒しをしていただこうと思っております。

それからもう1つ、市町が実際に実施をするワクチンの接種ですけども、場所はですね、個別接種の会場ですとか、あとそれぞれの病院・診療所をお願いをして確保していただいているので、恐らくは確保できてるというふうには思いますが、ただ打っていただく医療従事者については、不足していることも十分に考えられます。

私どもの方に事業でですね、知事が先ほどおっしゃっておられた、ワクチン接種の派遣チームというものを事業予算として持っておりますので、市町の方から要望がありましたら、速やかに派遣してですね、少しでも前倒ししていただけるような対応をしようと思っております。

以上です。

【本部長（知事）】

誠に結構なことです。

まず9月13日と20日の第14・15クールで調査分があると。これは有効に活用して、前倒しをするという方針で結構だと思います。

それから打つ人が足りないという場合にはですね、例えば、恐らく賀茂地域にはそういうものがいくつかあるのではないかと思っているところですがけれども、そうしたところには、チームを派遣して、希望される方には、前倒しで接種していただくというふうにしていただければと思います。

以上です。

【山梨感染症対策部長】

はい、わかりました。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。その他何か御質問等ございますでしょうか。

それでは本部長、一旦この方針（案）によりまして、決定してよろしいでしょうか。

【本部長（知事）】

はい、了解しました。よろしくお願いします。

【藤原危機管理監】

はい。

その他、各部から、この場でございます。報告事項ありましたらお願いいたします。

お願いします。

【杉山経営管理部長】

はい。経営管理部でございます。

県職員のウイルス感染の状況について御報告をします。

令和2年度から3年度約1年半にわたってですね、7月までの1年半で感染者が県職員合計で累計7人で行いました。

ところが、この8月7日から15日の1週間余りの間に、実は、新たに5人の方が感染しています。

県職員のこの中においても、県下の発生状況と同じように、爆発的に感染者が増えているという状況がございます。

しかしながら、県庁が倒れてはならないというのは当然でございまして、何とか守っていかなくちゃいけないし、クラスターを発生させてはいけないと考えておりま

す。

先ほど、感染対策は人流の抑制にまずある、という御説明をいただきました。

実は昨日、緊急事態宣言発令時における職員の出勤の削減というお願いを発出したところでございます。

在宅勤務、モバイルパソコンの配布は県庁は終わっております。知事部局は終わっております。

在宅勤務が可能な業務については、在宅勤務を徹底させて欲しいということが1点です。

もう1点は、在宅勤務ではできない仕事がございますが、縮小・中断・延期が可能な業務を洗い出して、この期間、職員の出勤を抑えて欲しい。

その結果として、7割の出勤削減。通常出勤する職員の数の7割の削減を目途として、目標として取り組んでいただきたいということをお願いしております。

各部局長さんは、お戻りになったらですね、ちょっと昨日の通知で急なんですけれども、ぜひ御検討いただいて、実現を目指してですね、何らかの対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【本部長（知事）】

「7割に」じゃなくて「7割を」削減して、3割でやると。

【藤原危機管理監】

その他、何かございますでしょうか。報告事項。

はい、わかりました。

最後に、本部長から、職員に対する指示事項をお願いします。

【本部長（知事）】

どうもありがとうございます。

それではですね。本県は今年の4月以来の緊急事態宣言となります。

まさに、かつて経験したことのない最も深刻な感染拡大に直面をしています。

私たちは県民の命を守るために、あらゆる施策を総動員し、新規観戦者数を減少させ、何としても、本県の医療提供体制を守らなければなりません。

このデルタ株の強い感染力。大体1.5倍とか1.7倍というふうに言われておりますが、アルファ株と比べましてですね。これ以上の感染拡大を抑制するため、県民の皆様お一人おひとりの行動の変容が求められています。

人流を抑制し、人と人との接触を減らすことが肝要です。

県民の皆様には、第1に不要不急の外出自粛、いわゆるセルフロックダウンをお願いすることといたします。

各部局では、この趣旨を徹底していただくように、関係団体等を通じて積極的に広報をお願いします。

県職員一人一人が広く感染防止の周知を図ってください。

それからお酒の類、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の皆様には、休業要請を行います。

それ以外の飲食店、これはもちろん、そば屋とかレストランで、お酒も出して、ビールも出したり、場所によってはワインを出すというところあると思いますけれども。そこはワインを出さない、お酒を出さない、ビールを出さないという場合には、飲食店として営業ができるということですが、そうした飲食店並びに大規模集客施設の皆様には、営業時間の短縮を20時までとすることで要請をいたします。

業界団体を所管する経済産業部、健康福祉部、スポーツ・文化観光部などは、関係の皆様に対しまして、県の安全・安心認証制度、また業種別のガイドライン等による感染防止対策を徹底していただきまして、要請内容の周知にお務めいただきたいと存じます。従わない場合には罰金がかかるということでもございます。

感染拡大による人流の減少や緊急事態措置等により、経営に影響が出る事業者の皆様には、これも大変重要ですが、国・県の各種給付金、協力金、貸付金等の制度がございますので、これを広く周知していただきまして、丁寧に相談に乗っていただき対応してくださるようお願いをいたします。

県主催の会議、イベント等については中止、ないしは開催方法の見直しを検討してください。

共催するイベント等につきましても同様に人流を抑制するよう、開催方法の見直し等の働きかけを早急に行ってください。

民間イベントの相談対応では、感染状況等を丁寧に説明して差し上げて、感染リスクを減らす開催方法、あるいは感染拡大防止策の徹底を呼びかけてくださるようお願いを申し上げます。

民間企業の皆様には、在宅勤務、休暇取得を促進していただき、県庁もそうしますけれども、出勤者数の、これは出勤者数の7割ですか。つまり、7割を目標とする削減。削減を呼びかけると。

これは、言い出しっぺですから。ともかくこの12日まではですね。通常の3割でやると。杉山部長さんの御指示でございますので、御協力くださいませ。

そのように同じようにですね、民間企業の皆様にも、大幅な出勤者数の削減を呼びかけると。

そして県庁自ら在宅勤務・休暇取得を促進して、時間外勤務も抑制するというところで、人流を減らす出勤体制を作っていきましょう。

既に医療機関では、病床が逼迫しております。

更なる病床確保又は宿泊療養施設での治療など、医療体制の確保に向けて健康福祉部を中心に全力で取り組んでください。

先ほど山梨君が言われた、この臨時病床の確保というのは大変いい考えだと思いますので、この辺り、早急にですね、調査をしてどれだけ使えるのか。どれだけまた人員がいるのか、これを把握してください。

全ての県職員は自ら何ができるかをよく考えていただきまして、各部局はしっかり連携し、感染防止対策と医療提供体制の確保、そして経済雇用対策等に積極的に

取り組んでください。

私はですね。この緊急事態宣言、あるいはまん延防止重点措置とありますけれども。全国知事会等々を通しまして、この規制を強化すると、その強化する権限を県知事が持つという、そういう動きをずっと見てきました。

次に緊急事態宣言なって、罰金まで課せられると。休業を要請すると、ほとんど命令に近い形ができるようになりましたけれども、今皆さん困ってらっしゃるのでですね、なるべく支援を厚くしたいということが基本です。

しかしながら、感染対策を徹底するために、法律上許されている規制につきましては、今回の場合は、休業とか、あるいは、学校につきましては、教育機会を奪うことなくですね、クラスターを生まないように、徹底した12日までであります。

実際上は、14日ぐらいでありますので、この間にですね、決してクラスターを起こさないようにしたいということでございます。

そういうふうに支援を強化しながら、かつ規制はですね、最低最小限にしたいと。

皆さんの、今は自助努力で、出口はワクチンしかない。

ワクチンにつきましては、山梨君が先ほど言うていただきましたけれども、前倒しですね、調整分を活用してやっていくということで、本県としましては、私自身もこれを方針としていますことを申し上げておきます。

以上であります。

【藤原危機管理監】

ありがとうございます。

以上で議事を終了いたします。進行をお返しします。

【森危機政策課長】

以上をもちまして、本部員会議を終了します。